

2024年7月18日

環境省「令和6年度 バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業」 指定金融機関選定について

株式会社荘内銀行（本店：山形県鶴岡市、頭取：松田 正彦）は、環境省の本年度の利子補給制度である「令和6年度 バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業」の指定金融機関に採択され、CO2の排出量削減に資する設備投資を行うお客さまに対し、下記のとおり「バリューチェーン脱炭素促進利子補給融資」の取り扱いを開始しますので、お知らせいたします。

本件を活用した資金供給により、今後も地域のお客さまの ESG 投資および脱炭素化に貢献することで、地域社会の持続的な発展と課題解決に向けて引き続き取り組んでまいります。

記

【制度の内容】

制 度 名	バリューチェーン脱炭素促進利子補給融資
制 度 内 容	脱炭素に資する再生可能エネルギー・省エネルギー設備投資等に対する関連融資の利息の一部を融資実行日から最大3年間、環境省が補給します。 【利子補給利率範囲】 利子補給利率最大1.0% ※貸付利率1.3%以上 ⇒ 利子補給利率=1.0% 貸付利率1.3%未満 ⇒ 利子補給利率=貸付利率-0.3% なお、貸付利率が0.3%以下の場合は利子補給の対象にはなりません。
所 管 省 庁	環境省（執行団体：一般社団法人環境パートナーシップ会議）
融 資 額 上 限	10億円 ※シンジケートローンの場合は各金融機関10億円、合計30億円以内
利 子 補 給 対 象	高効率・省エネ設備、エネルギーマネジメント設備、再生可能エネルギー発電設備、省エネ建物、電動自動車などの再エネ・省エネ設備投資
留 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さまが自らのCO2排出量について定められた期日までに算定・報告をし、執行団体のHPで公表することが条件となります。 ・中古で購入した再エネ・省エネ設備は利子補給対象外となります。 ・同一設備投資へ、国の他の補助金を併用することはできません（県や市町村による補助金は併用できる場合があります）。

※「バリューチェーン脱炭素促進利子補給融資」の詳細については、一般社団法人環境パートナーシップ会議のホームページをご参照ください（<https://epc.or.jp>）

以上

本件に関するお問い合わせ先
営業推進部コンサルティング営業室 東海林・石塚 TEL：023-626-9019